

答申第9号

答 申

「最終処分場の設置計画についての協議録」部分公開決定案件

第1 審査会の結論

平成24年7月6日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書公開請求

異議申立人は、平成24年6月22日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「久万高原町に建設が予定されている（た）「最終処分場建設計画」に関する書類一式」について公開請求を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、最終処分場の設置計画についての協議録（平成20年4月30日、同年9月19日、平成21年4月7日、同年6月25日、同年10月5日、同年12月11日、平成22年1月29日、同年3月17日、同年6月10日及び同年8月23日分。以下「本件公文書」という。）を開示請求に係る文書として特定し、平成24年7月6日、本件公文書について条例第7条第2項第2号及び5号の規定に該当するとし、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 非公開とした部分

本件処分において非公開とした部分は次のとおりである。

協議相手、事業内容、相談及び指導内容が記載された部分（以下「非公開とした部分」という。）

4 非公開とした理由

条例第7条第2項第2号及び第5号該当

- (1) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
- (2) 協議に関する情報であって、未成熟な情報を公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。

5 異議申立て

異議申立人は、「異議申立てに係る処分を取り消す」との決定を求めるとして、平成 24 年 8 月 14 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書が、許可・要綱手続より早い段階の内容であることについて

本件公文書に含まれる内容は、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成 3 年 8 月愛媛県告示第 1288 号。（以下「要綱」という。））に基づく事前協議を行う前の相談の段階で示されたものであるが、予防原則の理念や、戦略的環境アセスメントの理念に鑑みれば、産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）のように住民の生命、身体、財産及び生活環境に対して不可逆的かつ重大な影響を及ぼす可能性がある施設については、事業計画の早期段階において情報を公開することが、極めて重要である。

そして、許可・要綱手続の前の段階における事業計画の内容を公にしたとしても、競業者はこれに対して何らかの具体的な競争上の対抗的措置を取ることができるわけではないし、競業者も事業計画の内容を公にしなければならないのであるから、事業者にとって何らの競争上の不利益も生じない。

2 条例第 7 条第 2 項第 2 号の非該当性について

(1) 競争状態の不存在ないし抽象性

条例第 7 条第 2 項第 2 号により、非公開とできるものは、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な理由な利益を害するおそれのあるもの」に限られ、法人の権利利益にも様々なものがあるので、権利の保護の必要性、法人の行政との関連性を十分考慮して適切に判断する必要があるが、理由説明書においては、事業者が、どのような市場の状態において、どのような競業者との関係で、競争上の地位が害されるおそれがあるのかが明らかにされていない。

処分業者の説明責任に鑑みれば、単に一般的・抽象的に、事業者が競業者に対して不利になる可能性があるというだけで、非開示決定を行うことは許されない。

(2) 事業内容の重要性と競争上の地位の侵害との無関係性

本件公文書に含まれる事業計画の内容は、事業者にとって、その事業の運営に関わる重要な情報であるとはいえるかもしれない。しかし、この情報を公開することによって、事業者の競争上の地位を害するおそれがあるとはいえない。

競業者においても、環境影響評価法における手続等の中で、自らの事業計画の内容を公表しなければならない、また、現実には事業を開始した段階においても、事業計画の内容をはじめとしたさまざまな情報を公開しなければならないからである。

(3) 産業廃棄物処分業者の説明責任

処分業者の説明責任は、廃棄物の処分が施設周辺の生活環境や自然環境に不可逆的かつ重大な影響を与える可能性があるために認められるのであり、このこと自体は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年号外法律第 137 号。以下「法」という。）上の許可手続や、要綱の手続に入る前の段階においても異なるところはない。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 2 号柱書ただし書の該当性について

最終処分場の設置は周辺住民の生命、健康、財産及び生活環境に不可逆的かつ重大な影響を及ぼし得るのだから、予防原則の理念や、戦略的環境アセスメントの理念に鑑みれば、事業計画の早期段階において情報を公開することが、極めて重要である。

事業計画の早期段階において、広く行政指導の内容や事業者と行政との協議の内容を公開して県民に情報を提供し、市民参画の機会を確保しつつ、事業者に事業を行うか否かを冷静に判断する機会を与えるべきであって、許可・要綱手続に入る前の段階における情報公開が早すぎるなどとは到底いえない。

3 条例第 7 条第 2 項第 5 号への非該当

(1) 行政機関の意思形成過程情報の非該当性について

「事業者から最終処分場の設置に係る相談を受けた際の事業者等と県の担当者との間のやり取りの内容を記録したもの」であるから、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しない。

(2) 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがないことについて

最終処分場の建設計画が存在することは事実であり、一般に最終処分

場は周辺環境に不可逆的かつ重大な影響を及ぼし得る施設なのであるから、その賛否について議論や活動が起こることは民主主義国家においてきわめて健全なことである。

単に、今後の行政指導又は事前協議によって事業計画の内容が変更しうるからといって、この情報の公開が、誤解や推測に基づき県民の間に混乱を生じさせるなどとは到底いえない。

4 理由付記の瑕疵について

本件処分通知書においては、単に条文の文言を書き写しただけであって、理由付記の趣旨に反するものであるから、このことだけでも、非開示決定は取り消されるべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 産業廃棄物の最終処分場の設置に係る許可等について

最終処分場を設置しようとする者は、法第15条第1項の規定に基づき、当該最終処分場を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。当該都道府県知事は、申請者から許可申請書及び生活環境影響調査書の提出を受け（法第15条第2項及び第3項）、最終処分場の設置の場所等の告示及び許可申請書等の縦覧（同条第4項）、生活環境の保全上関係のある市町長（以下「関係市町長」という。）への意見聴取（同条第5項）、最終処分場の設置に関し利害関係を有する者からの意見書の受理（同条第6項）並びに生活環境の保全に関し専門的知識を有する者（本県にあっては、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会設置要綱に基づき設置する廃棄物処理施設設置審査会委員。以下「審査会委員」という。）への意見聴取（法第15条の2第3項）の手続を経て、最終処分場の設置の許可を行うこととされている。

また、本県においては、上記の法第15条第2項の規定に基づく許可申請書等の提出前の行政指導として、要綱を定め、法第15条第1項の規定による最終処分場の設置の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（様式第3号。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、その旨を協議しなければならないこととしており（要綱第11条第1項）、知事は、当該協議（以下「事前協議」という。）がされたときは、関係市町長及び審査会委員の意見を聴取するとともに、事前協議に係る最終処分場の設置の計画の内容を審査して、当該計画が適正であると認められる場合に限り、その旨を通知することとして（同条第2項）、円滑

に最終処分場の設置の許可がなされるよう指導しているところである。

2 本件公文書について

異議申立人が公開決定（部分公開）の取消しを求める本件公文書は、最終処分場の設置計画についての協議録（平成20年4月30日、同年9月19日、平成21年4月7日、同年6月25日、同年10月5日、同年12月11日、平成22年1月29日、同年3月17日、同年6月10日及び同年8月23日分。）である。

本件公文書は、久万高原町におけるいわゆる「最終処分場建設計画」について、要綱に基づく事前協議を行うより前に、事業者から最終処分場の設置に係る相談を受けた際の事業者等と県の担当者との間のやり取りの内容を記録したものであり、最終処分場の設置の許可の審査に係るものでもなければ、法令等の根拠に基づくものでもない。

3 本件公文書の一部を非公開とした理由

本件公文書を部分公開としたのは、以下の理由により、非公開とした部分が条例第7条第2項第2号及び第5号に該当すると判断したためである。

(1) 条例第7条第2項第2号に該当すること

ア 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが公開請求の対象となった公文書に記録されているときは、その情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものである場合を除き、公開しないこととされている（条例第7条第2項第2号）。

イ 一般的に、最終処分場を設置しようとする事業者は、当該最終処分場の設置場所、規模、処理方法等の内容の事業計画を立てるが、異議申立人のいう「最終処分場建設計画」は、事業計画の全部又は一部を指すものと考えられる。

事業計画の内容は、最終処分場の設置の許可に至るまでに、事前協議その他の県による指導の結果によって変更されることがあるが、これにより、最終処分場の建設費、維持管理に要する経費等の資金面はもちろん、廃棄物の処分計画なども左右しかねないことから、この情報は、事業者にとって、その事業の運営に関わる重要な情報である。

前記2のとおり、本件公文書は、要綱に基づく事前協議を行うより前に、事業者からの相談の内容をまとめて記録したものであるが、その内容には、事業計画の内容にわたる部分があることから、当該部分を公に

することは、他の同業者に経営の具体的な内容や手法を公開することに等しいものであり、当該事業者の競争上正当に得られる利益を著しく害することになる。

ウ 最終処分場において適切な廃棄物の処理方法をとらなければ地域の環境や住民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあることについて、最終処分場の設置の許可に当たっては、許可の基準の一つとして、最終処分場の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであることが必要とされるとともに（法第15条の2第1項第2号）、許可申請書が提出されたときは、最終処分場の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査した結果を記載した書類を縦覧に供した上で（法第15条第4項）、知事は関係市町長の生活環境の保全上の見地から意見を聴取し（同条第5項）、利害関係者は当該見地からの意見書を提出することができる（同条第6項）こととされている。

このように、法は、最終処分場の設置による生活環境の保全上の影響を排除するため、様々な意見を集約して、慎重に設置の許可の可否を審査することを求めており、更に本県においては、要綱により、許可の申請前の事前協議の手続を定め、この点についてもより一層慎重に審査することからすると、事前協議を行うより前の段階における事業計画案の内容についてまで、人の生命、健康又は生活を保護するためにこれを公にする必要があるとはいえない。

エ よって、本件公文書に記録されている情報のうち、非公開とした部分は、条例第2条第2項第2号に該当するものである。

(2) 条例第7条第2項第5号に該当すること

ア 県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものが公開請求の対象となった公文書に記録されているときについても、公開しないこととされている（条例第7条第2項第5号）。

イ 本件公文書は、前記2のとおり、県の担当職員が、事業者からの相談の内容を記録するため作成した情報であり、また、前記(1)イのとおり、事業計画の内容は、今後の指導又は事前協議により変更され得るものであることから、本件公文書に含まれる事前協議を行うより前の相談の内容の情報は、明らかに未成熟なものである。現に、久万高原町等におい

ては、「最終処分場建設計画」の存在が報道されたことにより、その賛否について様々な議論や活動が起こっており、このような状況の下で、本件公文書に含まれる未成熟な情報を公にすることは、高度の蓋然性をもって、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせると言わざるを得ない。

さらに、前記(1)イのとおり、本件公文書のうち、事業計画の内容にわたる部分を公にすることが他の事業者を経営の具体的な内容や方法を公開することに等しいものであることからすると、これにより、本件公文書に係る事業者が競争上不利な地位に置かれ、その結果当該事業者に不利益を及ぼし、又はその他の事業者を競争上優位に立たせ、不当に利益を与えるおそれがある。

ウ よって、本件公文書に記録されている情報のうち、非公開とした部分は、条例第2条第2項第5号に該当するものである。

以上のとおり、本件公文書に記録されている情報のうち、非公開とした部分は、条例第7条第2項第2号及び第5号に該当する。

第5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

「第4実施機関の説明要旨 1 産業廃棄物の最終処分場の設置に係る許可等について」のとおり、最終処分場を設置しようとする者は、法に基づき、管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。また、本県においては、法の規定に基づく許可申請書等の提出前の行政指導として、要綱を定め、最終処分場の設置の許可を受けようとする者は、あらかじめ事前協議書を知事に提出し、その旨を協議しなければならないこととしている。

本件公文書は「第4実施機関の説明要旨 2 本件公文書について」のとおり、要綱の規定に基づくものではなく、事前協議を行うより前の段階で、事業者から最終処分場の設置に係る相談を受けた際の事業者等と県の担当者との間のやり取りの内容を記録した協議録で、本件非公開情報は、当該協議録のうち、協議相手、事業内容、相談及び指導内容が記載された部分である。そもそも、最終処分場の設置にあたっては、あらかじめ事前協議書を知事に提出することが義務付けられており、事前協議書を作成する過程で、事業者等による県の担当者への相談は通常行われているものと考えられ、本件公文書が異議申立人のいう最終処分場の建設計画に関する公文書として特定されたものである。

2 基本的な考え方について

- (1) 異議申立人は、本件異議申立てにおいて、非公開とした部分が条例第7条第2項第2号及び第5号に該当しないこと、並びに理由付記の瑕疵があるとの理由により、本件処分の取消しを求めている。
- (2) 実施機関は、非公開とした部分が条例第7条第2項第2号及び第5号に該当するとの理由により、本件処分が妥当であると主張している。
このため、当審査会は本件公文書の内容を見分し、非公開とした部分が、条例第7条第2項第2号及び第5号に該当するかどうかの検討を行うとともに、理由付記の瑕疵が非公開決定を取消すべき事由に該当するかどうかの検討を行うこととした。

3 本件処分に係る具体的な判断

- (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

条例第7条第2項第2号は、次のとおり規定している。

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を尊重し、保護する観点から、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非公開とすることを定めたものである。

ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公開することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

アの「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、経理、人事、労務管理等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認めら

れるもの及び公にすることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものも含むものであり、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

ア 条例は、今日における法人等の社会的責任からそれらの情報は原則的に公開としながらも、法人等の正当な活動により生ずる利益を損なうことを防止するため、公開することにより当該法人等に明らかに不利益を与えるものは非公開とすることができるとしているものである。

イ 「第4実施機関の説明要旨 3本件公文書の一部を非公開とした理由(1)イ」のとおり、本件公文書は、事前協議より前に、最終処分場の建設費、維持管理に要する経費等の資金面、事業計画について相談した内容を含むものであり、事業者にとっては、その事業の運営に関わる重要な情報である。一般的に、最終処分場を設置しようとする事業者は、当該最終処分場の設置場所、規模、処理方法等の内容の事業計画を立てる一方で、事前協議を行う前に、事前協議書の作成等について、県の担当者に相談することが想定される。例えば、要綱で定めた事前協議書には、最終処分場の構造や公害等の防止の方法の概要について記載することが求められており、最終処分場の規模や公害防止の処理方法によっては、法人の資金計画等に大きな影響を及ぼすことが想定される。事業者と県の担当者との事前協議に入る前の相談段階におけるこれらの情報は、事業者にとって、その事業の運営に関わる重要な情報であり、当該情報が公開されれば企業に大きな不利益を与えることは明らかであると認められる。

したがって、本件公文書は、条例第7条第2項第2号に規定する法人情報に該当する。

ウ 条例第7条第2項第2号ただし書該当性について

「第4実施機関の説明要旨 3本件公文書の一部を非公開とした理由(1)ウ」のとおり、法は、最終処分場の設置による生活環境の保全上の影響を排除するため、最終処分場の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査した結果を記載した書類を縦覧に供した上で、関係市町長の意見聴取及び利害関係者の意見書提出等を定めて、慎重に設置の許可の可否を審査することを求めている。更に、要綱により、許可の申請前の事前協議の手続を定め、より一層慎重に審査すること

としている。異議申立人は最終処分場の設置は周辺住民の生命、健康、財産及び生活環境に不可逆的かつ重大な影響を及ぼし得ることを理由に、条例第7条第2項第2号ただし書に該当するとの主張であるが、許可申請に係る審査については、法及び要綱によって、慎重な審査を行うことを担保していることから、事前協議を行うより前の段階における事業計画案の内容についてまで、人の生命、健康又は生活を保護するためにこれを公にする必要性は認められないものと考えられる。

したがって、条例第7条第2項第2号ただし書には該当しないものと判断する。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

条例第7条第2項第5号は、次のとおり規定している。

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ア 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が公にされ、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、本号は、このような情報について、非公開とすることを定めたものである。

一方、意思形成過程、とりわけ政策形成過程の情報は、審議・検討段階で可能な限り公開されることが実施機関の説明責任を果たす上で重要であることに鑑み、本号において非公開の範囲が拡大解釈されることのないよう公開することによる支障の内容を限定的に示すこととしたものである。

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合を

いう。

「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定のものに不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合をいう。

「不当に」とは、審議・検討等途中の段階を公にすることの公益性を考慮してもなお、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいう。

イ 本号前段について

本件公文書は、事前協議に入る前の段階における事業者から実施機関への相談の記録であり、実施機関は指導の一貫性を保つための組織としての覚え書きとして作成し、課内供覧に付した公文書であると認められる。

すなわち、本件公文書は、必要な指導を行うための資料として、実施機関内部において作成したものであり、実施機関としては、検討又は協議をし始めていたところである。

したがって、本件公文書の情報は、本号前段にいう「県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当するものである。

ウ 本号後段について

次に、本件公文書の情報が本号後段の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかについて検討する。

相談内容は、今後の協議過程においてその内容に変更が生じ得る可能性が高いものであり、これらは、相談時段階における事業者の試案にすぎず、引き続き事業者が具体的な検討を加える事項であり、極めて未成熟な意思形成過程における情報であると解される。こうした情報が公開されれば、県民の間に無用の誤解や混乱を招くおそれが十分に予想されるところである。

また、その内容としても、事前協議に入る前の相談段階の資料であるため、未だ必要な行政指導を行うための資料として、相談が継続していたことを記録した公文書であり、実施機関としても最終的な意思決定が終了しているものではなく、まさに、実施機関内部において、

最終的な意思を決定するまでの情報、すなわち意思形成過程の情報であると認められる。

以上のような本件公文書の成立の経緯、文書の種類、内容等から判断して、本件公文書は、極めて未成熟な段階の情報を記録した公文書であると認められる。

異議申立人は、最終処分場の建設計画が存在することは事実であり、一般に最終処分場は周辺環境に不可逆的かつ重大な影響を及ぼし得る施設なのであるから、その賛否について議論や活動が起こることは民主主義国家においてきわめて健全なことであると主張するが、このように未成熟かつ不確定な情報である本件公文書を公開すると、今後どう変更するかも未定の計画であるにもかかわらず、当該事業計画が、既に確定した計画であるかのごとく県民の間に流布するおそれがあり、行政として適正な執行を期し難い事態となるおそれが生じるものと考えられる。たとえ相談段階の未成熟なものであるとの条件を付して公開したとしても、このような未成熟かつ不確定な情報が、一人歩きすることにより、県民の間に誤った情報のもと、無用の誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、しかも、実施機関内部において、協議や審議等に係る意図形成を公正かつ適正に行うことに著しく支障を生じるおそれが認められるものである。

したがって、本件公文書の情報は、本号後段にいう、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

よって、本件文書は条例第7条第2項第5号に該当するものであると認められる。

- (3) 異議申立人は、決定通知書には、非公開決定の理由の付記が欠落しており、それが違法であるとするものであるが、決定通知書には、非公開情報を定めて条項及び当該情報を記録している文書を公開しないことができる旨を定めた条項を明記し、かつ、本件文書が非公開情報に該当する情報を含んでいる旨を記載しているのであるから、同決定通知書には非公開決定の理由が付記されていると解すべきであり、異議申立人の主張は認められない。

4 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 24 年 10 月 17 日	諮問
同年 10 月 17 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 11 月 19 日	実施機関から理由説明書を受理
同年 11 月 21 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 12 月 21 日	異議申立人から反論書を受理
同年 12 月 26 日	実施機関に反論書を送付
平成 25 年 3 月 19 日	審査会（第 1 回審議）
同月 5 月 20 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 井 名 津	松山大学経済学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	